

「外貨建て債券の契約締結前書面」新旧対照表

平成 26 年 9 月 26 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>P1 債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります</p> <p>P2 ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの<u>停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等</u>がなされるリスクがあります。</p> <p><u>なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。</u></p>	<p>P1 <u>有価証券</u>の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります</p> <p>P2 ・外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが<u>滞ったり、支払不能が生ずるリスク</u>があります。</p>

外貨建て債券に関する租税の概要

P3

平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）の利子、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債の利子、譲渡損益及び償還損益について、公募公社債投資信託の収益分配金、譲渡損益及び償還損益並びに上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に関する租税の概要

P3

（新設）

（新設）